

横瀬町特定健康診査等実施計画

(第3期計画 平成30年度～平成35年度)

平成30年3月

横 瀬 町

第1章 横瀬町特定健康診査等実施計画

1	計画策定の背景	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	1
4	計画の目標	1
5	計画の評価及び見直し	2
	(1) 評価に関する基本的な考え方	2
	(2) 見直しに関する基本的な考え方	2
6	計画の公表及び周知	2

第2章 特定健康診査及び特定保健指導の状況

1	横瀬町国民健康保険の状況	3
	(1) 被保険者数の推移	3
	(2) 一人当たり医療費の状況	3
2	特定健康診査の受診状況	3
	(1) 実施状況の推移	3
	(2) 年齢別の傾向(平成28年度)	4
3	特定保健指導の実施状況	4

第3章 特定健康診査

1	基本的な考え方	6
2	対象者	6
3	特定健康診査の実施	6
	(1) 実施形態及び期間	6
	(2) 受診券の交付及び様式	6
	(3) 検査項目	7
	(4) 判定値	7
4	階層化の実施	7
5	結果説明	8
	(1) 結果通知表	8
	(2) 結果説明会	8
6	情報提供支援	8
	(1) 実施内容	8
	(2) 実施形態	9
7	その他留意事項	9
	(1) 費用負担	9
	(2) 特定健康診査の受診勧奨	9
	(3) 周知広報活動	9
	(4) みなし受診	9

第4章 特定保健指導	
1 基本的な考え方.....	10
2 対象者.....	10
3 実施方法.....	10
4 実施内容.....	10
(1) 動機付け支援.....	10
(2) 積極的支援.....	11
(3) 具体的内容.....	11
5 その他留意事項.....	11
(1) 費用負担.....	11
(2) 結果説明会と初回面接の同時実施.....	11
(3) 対象者の重点化の実施.....	11
第5章 データ管理及び個人情報保護	
1 基本的な考え方.....	12
2 データの管理.....	12
(1) 実施結果等の管理.....	12
(2) 紙媒体の取扱い.....	12
(3) 保存期間.....	12
3 個人情報保護対策.....	12
(1) 個人情報保護に関する規定等の遵守.....	12
(2) 守秘義務規定.....	12
第6章 その他の取組	
1 その他施策との連携等.....	13
(1) 後期高齢者健康診査.....	13
(2) 糖尿病性腎症重症化予防事業.....	13
(3) 各種がん検診事業.....	13
(4) 横瀬町わくわくポイント事業.....	13
2 今後の検討課題.....	13
(1) 他健診受診者のデータ収集.....	13
(2) 若年層への働きかけ.....	13
(3) 被用者保険等との連携.....	13

第1章 横瀬町特定健康診査等実施計画

1 計画策定の背景

我が国における死亡や要介護状態を発生させる原因の一つである生活習慣病については、近年、内臓脂肪の蓄積がその発症に大きく関与していることが明らかになっており、運動や食事等の生活習慣の改善を促して内臓脂肪を減少させることにより、予防が可能であると考えられています。

医療保険者に実施が義務付けられている特定健康診査及び特定保健指導は、メタボリックシンドロームに着目した健康診査及び保健指導を行うことに特色があり、自覚症状がないまま進行することが多い生活習慣病に対して、本人が定期的に自らの健康状態を把握し、生活習慣を振り返る機会となっています。

横瀬町特定健康診査等実施計画（以下「本計画」という。）は、国民健康保険の保険者である横瀬町における特定健康診査及び特定保健指導への取組を明確にし、事業運営を効率的かつ効果的に実施するため策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第18条の規定により、国の示した特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（以下「特定健康診査等基本指針」という。）に基づいて策定する計画であり、横瀬町総合振興計画、健康よこぜ21プラン（横瀬町健康増進計画）及び埼玉県医療費適正化計画と十分な整合性を図るものとします。

3 計画の期間

本計画は平成29年度までの第1期及び第2期を引き継ぐ、平成30年度から平成35年度までの第3期の計画とします。

第1期計画	平成20年度～平成24年度（5年間）
第2期計画	平成25年度～平成29年度（5年間）
第3期計画	平成30年度～平成35年度（6年間）

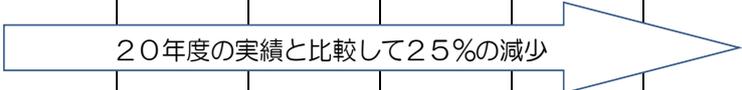
4 計画の目標

本計画に基づき事業を実施することにより、平成35年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率（特定保健指導対象者の減少率をいう。）を25%以上にすることを目標とします。

なお、この目標を達成するため、各年度の特定健康診査及び特定保健指導の実施率に関し、次のとおり目標値を設定します。

○各年次における目標値

	28年度 (現状)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健康診査の実施率	38.7%	45.0%	48.0%	51.0%	54.0%	57.0%	60.0%
特定保健指導の実施率	39.6%	45.0%	48.0%	51.0%	54.0%	57.0%	60.0%

特定保健指導対象者の減少率	115人 (20年度)						
---------------	----------------	--	--	--	--	--	--

5 計画の評価及び見直し

(1) 評価に関する基本的な考え方

特定健康診査の実施率等、本計画の評価については、法定報告その他可能な限り数値により行います。また、評価期間が長期に渡るものと見込まれることから、事業の実施体制、受診状況等、比較的短期に評価、検証が可能な事項もあわせて設定することとします。

(2) 見直しに関する基本的な考え方

平成35年度において、事業の実施状況の点検、検証等に基づき、本計画を見直します。また、計画期間中においても、実態に即して本計画の記載内容等を見直すことがあります。

6 計画の公表及び周知

本計画は、冊子として窓口に備えるとともに、横瀬町ホームページに掲載し、必要に応じて関係機関に配布します。本計画を変更した際も同様とします。

第2章 特定健康診査及び特定保健指導の状況

1 横瀬町国民健康保険の状況

(1) 被保険者数の推移

全体的に減少傾向にありますが、65歳以上のいわゆる前期高齢者に該当する被保険者数は増加しています。

○被保険者数の推移（各年度4月1日現在）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
被保険者数	2,622人	2,569人	2,478人	2,435人	2,275人
40歳以上（再掲）	1,999人	1,979人	1,939人	1,898人	1,823人
40歳～65歳未満	1,052人	999人	931人	844人	764人
65歳以上～	947人	980人	1,008人	1,054人	1,059人

(2) 一人当たり医療費の状況

一人当たりの医療費（療養諸費）については、30万円台前半（前期高齢者は40万円台）で推移しており、年々増加傾向にあります。

○一人当たり療養諸費費用額（医療費）の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
合計（一般+退職）	303,897円	312,770円	320,648円	343,240円	321,924円
前期高齢者（再掲）	443,241円	418,833円	424,449円	487,692円	511,472円

※療養諸費（療養費等含む）を年間平均の被保険者数で除したものの。（国保連作成資料）

2 特定健康診査の受診状況

(1) 実施状況の推移

特定健康診査の実施率については、特定健康診査等基本指針に掲げる基準を参酌して目標値を設定しています。対象者が減少し、受診者が増加していることから実施率は上昇傾向にありますが、ほとんどの年度において目標を下回るものとなっています。

○特定健康診査受診状況の推移

	第1期計画		第2期計画			
	20年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
対象者	1,872人	1,813人	1,832人	1,789人	1,770人	1,714人
受診者	594人	596人	611人	592人	661人	664人
実施率	31.7%	32.9%	33.4%	33.1%	37.3%	38.7%
目標実施率	30.0%	65.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%
県内市町村（参考）	31.8%	34.5%	35.5%	37.2%	38.6%	38.9%

※各年度の数値は、法定報告による。（目標実施率は、実施計画に定めたものである。）

（2）年齢別の傾向（平成28年度）

実施状況を年齢別に見ると、60歳以上の実施率が4割を超える反面、若年層の実施率が低い状況にあります。

○年齢別受診状況（平成28年度の内訳）

	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳
対象者	89人	99人	107人	108人	286人	603人	422人
受診者	12人	15人	16人	22人	124人	286人	189人
実施率	13.5%	15.2%	15.0%	20.4%	43.4%	47.4%	44.8%

3 特定保健指導の実施状況

特定保健指導についても、特定健康診査等基本指針に掲げる基準を参酌して実施率の目標値を設定してきましたが、ほとんどの年度においてそれを下回るものとなっています。

○実施状況等の推移

	第1期計画		第2期計画			
	20年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
特定健康診査受診者	594人	596人	611人	592人	661人	664人
(指導対象者出現率)	19.4%	16.8%	13.1%	12.5%	12.3%	13.7%
対象者	115人	100人	80人	74人	81人	91人
動機付け支援	89人	66人	62人	58人	66人	75人
積極的支援	26人	34人	18人	16人	15人	16人
実施率	7.0%	22.0%	17.5%	18.9%	37.0%	39.6%
指導終了者	8人	22人	14人	14人	30人	36人
(目標実施率)	20.0%	45.0%	30.0%	40.0%	50.0%	55.0%
県内市町村(参考)	9.3%	17.1%	17.6%	16.1%	16.7%	17.9%

※各年度の数値は、法定報告による。(目標実施率は、実施計画に定めたものである。)

第3章 特定健康診査

1 基本的な考え方

特定健康診査は、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする人を的確に抽出するために実施します。

2 対象者

対象者は、特定健康診査の実施年度に40歳以上となる被保険者とします。

なお、法定報告に当たっては、一年間を通じた加入がない被保険者、妊産婦等の除外者を除くものとします。

○各年度における対象者等の推計

	28年度 (実績)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健康診査対象者	1,714人	1,805人	1,796人	1,795人	1,803人	1,822人	1,851人
40歳～65歳未満	689人	709人	659人	613人	572人	537人	506人
65歳以上～	1,025人	1,096人	1,137人	1,182人	1,231人	1,285人	1,345人
(特定健康診査実施率)	38.7%	45.0%	48.0%	51.0%	54.0%	57.0%	60.0%
(特定健康診査受診者)	664人	812人	862人	915人	974人	1,039人	1,111人

※28年度の実績値は、法定報告の数値による。また、年度終了後に除外者数が確定するため、推計にあたってはこれらの者の数も含んだ数値となっている。

3 特定健康診査の実施

(1) 実施形態及び期間

特定健康診査は一般社団法人秩父都市医師会に委託し、町内施設を実施場所とする集団健診又は委託契約で定める医療機関で実施する個別健診の2形態で行います。集団健診の実施期間は毎年7月から10月まで、個別健診は10月とし、前年の状況等を踏まえつつ決定することとします。

(2) 受診券の交付及び様式

対象者には受診券を交付することとし、その様式は埼玉県国民健康保険団体連合会において作成するものとします。

(3) 検査項目

国の示した特定健康診査及び特定健康指導の実施に関する基準（以下「実施基準」という。）等に定める基本項目にある検査を実施します。また、貧血検査、血清クレアチニン検査及び尿酸の検査並びに心電図検査は、独自項目として実施します。

なお、心電図検査は集団健診時のみ実施します。

○横瀬町特定健康診査実施項目

	検査項目
基本項目	既往歴（服薬歴及び喫煙習慣の状況を含む）の調査（質問票）
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査（身体診察）
	身長、体重及び腹囲の検査
	BMIの測定（BMI＝体重kg÷身長mの2乗）
	血圧の測定
	肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP）
	血中脂質検査（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール）
	血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c）
	尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無）
独自項目	貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）
	心電図検査（12誘導心電図） ※集団健診時に限る。
	血清クレアチニン検査（eGFRによる腎機能評価を含む）
	生化学検査（尿酸）

(4) 判定値

各検査項目における判定値は、保健指導対象者とする値（保健指導判定値）及びそれよりも高い値で重症化を予防するために医療機関を受診する必要性を検討する値（受診勧奨判定値）とし、それぞれ国の示した標準的な健診・保健指導プログラム（平成30年度版）に定めるところによります。

4 階層化の実施

特定保健指導の対象者を明確にするため、実施基準等に定めるところにより階層化を実施します。

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対象	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40～64歳	65～74歳
≥85cm (男性) ≥90cm (女性)	2つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
		なし		
上記以外で BMI≥2.5	3つ該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり		
		なし		
	1つ該当	/		

※喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味します。

(追加リスクとなる判定値)

- ①血糖高値 a 空腹時血糖 100mg/dl 以上 又は
b HbA1c (NGSP) 5.6% 以上
- ②脂質異常 a 中性脂肪 150mg/dl 以上 又は
b HDLコレステロール 40mg/dl 未満
- ③血圧高値 a 収縮期血圧 130mmHg 以上 又は
b 拡張期血圧 85mmHg 以上

5 結果説明

(1) 結果通知表

結果通知表には検査結果のほか、メタボリックシンドロームの判定（基準該当、予備群該当又は非該当）結果を記載します。また、異常値を示している項目、異常値の程度、異常値が持つ意義等について、分かりやすく受診者に通知できる様式とするよう努めます。

(2) 結果説明会

集団健診の受診者に対しては、その実施日の1か月後を目途に、保健師等による結果説明会を開催し、結果通知表の交付を行うよう努めます。

6 情報提供支援

(1) 実施内容

結果通知表の交付とともに、個人の生活習慣に即した情報を提供し、受診者が生活習慣病の改善、必要な治療又は服薬、特定健康診査の継続受診等への行動変容に繋がるような内容とします。

(2) 実施形態

集団健診受診者に対しては結果説明会又は文書において、個別健診受診者に対しては文書等を活用して行うよう努めます。

7 その他留意事項

(1) 費用負担

特定健康診査に関する受診者の費用負担については、横瀬町検診等実費徴収規則の定めるところによります。

(2) 特定健康診査の受診勧奨

ア 申込書の配付

年度当初に、対象者に対して申込書を配付することにより、特定健康診査の案内、受診勧奨及び意向調査を実施します。

イ 再勧奨及び再々勧奨

申込書による回答がない者に対して再勧奨、未受診者に対し再々勧奨をそれぞれ文書で行います。なお、勧奨は、年齢、前年度の受診状況等、効果が見込まれる者を重点化し、実施するよう努めます。

(3) 周知広報活動

特定健康診査の実施に関して、横瀬町ホームページ、広報等での周知を図ります。周知の時期は、申込書の配付、被保険者証の交付時等、効果的な時期を検討します。

(4) みなし受診

労働安全衛生法に基づく事業者健診受診者、横瀬町が行う生活習慣病等予防検診費補助事業又は診療情報提供事業の対象となる者で、特定健康診査に相当する健診データ等を提出した者は、その実施年度における特定健康診査を受けたものとみなします。

第4章 特定保健指導

1 基本的な考え方

特定保健指導については、対象者が自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定し、それを実践できるように支援することにより、生活習慣病を予防することを目的に実施します。

2 対象者

特定健康診査の結果による階層化で動機付け支援又は積極的支援の対象とされた者のうち、糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者を除きます。

○各年度における対象者等の推計

	28年度 (実績)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健康診査受診者	664人	812人	862人	915人	974人	1,039人	1,111人
(指導対象者出現率)	13.7%	11.0%	10.6%	9.5%	9.0%	8.5%	7.7%
特定保健指導対象者	91人	89人	91人	87人	88人	88人	86人
動機付け支援	75人	—	—	—	—	—	—
積極的支援	16人	—	—	—	—	—	—
(特定保健指導実施率)	39.6%	45.0%	48.0%	51.0%	54.0%	57.0%	60.0%
(特定保健指導終了者)	36人	40人	44人	44人	48人	50人	52人

※28年度の実績値は、法定報告の数値によります。

3 実施方法

特定保健指導は、横瀬町総合福祉センター又は横瀬町役場において、横瀬町の保健師等により実施します。対象者には利用券を発行せず、電話、文書等で個別に連絡します。

4 実施内容

(1) 動機付け支援

初回の面接により、対象者自らが生活習慣の改善点等に気づき、目標を設定して行動できるような支援を行い、行動計画を作成します。計画の作成から3か月経過後、再度面接又は電話等を利用した双方向のやり取りを通じて実績評価を行います。

(2) 積極的支援

初回の面接により、対象者自らが生活習慣の改善点等に気づき、目標を設定して行動できるような支援を行い、行動計画を作成します。その後、面接又は電話等を利用して3か月以上の継続支援により、行動計画の進捗状況に関する評価及び実績評価を行います。

(3) 具体的内容

行動計画の作成、支援に対するポイント算定等は、動機付け支援、積極的支援のそれぞれのレベルに応じて実施基準等に定めるところによります。

5 その他留意事項

(1) 費用負担

特定保健指導の実施にあたっては、対象者への費用負担を求めないこととします。

(2) 結果説明会と初回面接の同時実施

動機付け支援又は積極的支援の初回の面接は、結果説明会と同時に行うよう努めます。

(3) 対象者の重点化の実施

効果的、効率的な事業の実施に資するために、国の示した基準に従い、対象者から予防効果が多く期待できる層を優先的に選定して特定保健指導を行うことがあります。

第5章 データ管理及び個人情報保護

1 基本的な考え方

特定健康診査及び特定保健指導で得られる情報については、効果的、効率的な事業を実施する立場から有効に利用することができますが、重要度の高い個人情報が集積していることから、極めて慎重な取扱いが必要となります。

2 データの管理

(1) 実施結果等の管理

特定健康診査及び特定保健指導の実施結果等については、継続的に活用していけるよう、国の定める電子データファイルの仕様に基づく形態で保管することとし、埼玉県国民健康保険団体連合会の特定健康診査等データ管理システムで管理します。

(2) 紙媒体の取扱い

特定健康診査及び特定保健指導に関して紙媒体で受領したデータについては、電子データファイルに変換してシステムで管理するとともに、横瀬町役場執務室内の施錠できるロッカー等で保管します。

(3) 保存期間

電子データファイル及び紙媒体の保存期間は5年とし、期間経過後はサーバからのデータ削除、焼却等により廃棄します。

3 個人情報保護対策

(1) 個人情報保護に関する規定等の遵守

特定健康診査及び特定保健指導において取得したデータ等は、横瀬町個人情報保護条例、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づく医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス等に定めるところにより取扱うこととします。

また、業務を委託する際は、個人情報の管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約状況を管理するよう努めます。

(2) 守秘義務規定

国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、その他関連する法律の守秘義務規定を遵守します。

第6章 その他の取組

1 その他施策との連携等

(1) 後期高齢者健康診査

横瀬町が埼玉県後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて実施する健康診査については、本計画に定める特定健康診査に準じます。

(2) 糖尿病性腎症重症化予防事業

予防事業対象者（HbA1c 6.5%以上のため、医療機関への受診勧奨を行う者）把握のため特定健康診査の判定値の結果を活用させ、対象者の受診行動に繋がるよう支援に努めます。

(3) 各種がん検診事業

集団健診の会場において、健康増進法に基づくがん検診などを同時に実施できる体制の整備、受診結果表の同時交付等、引き続き連携を図ります。

(4) 横瀬町わくわくポイント事業

特定健康診査の受診及び結果説明会への参加をポイント付与の対象事業とします。

2 今後の検討課題

(1) 他健診受診者のデータ収集

労働安全衛生法に基づく事業者健診など他の法令に基づく健診の受診結果の受領については、対象者の効率的な把握が十分とはいえないことから、事業者との連携も含め、データの円滑な受領方法について引き続き検討します。

(2) 若年層への働きかけ

40歳未満の者に対して、対象年齢到達前に特定健康診査の制度を周知することは、内臓脂肪を増加させないための啓発、今後の実施率の向上の点からも有用であり、その内容、方法等について検討します。

(3) 被用者保険等との連携

被用者保険の被扶養者等の特定健康診査及び特定保健指導の受託については、今後の実施状況を考慮して対応します。